

総務文教常任委員会

平成25年9月12日

葛城市議会

総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成25年9月12日(木) 午前9時30分 開会
午後0時00分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 赤井 佐太郎 |
| 副委員長 | 辻村 美智子 |
| 委員 | 中川 佳三 |
| 〃 | 春木 孝祐 |
| 〃 | 朝岡 佐一郎 |
| 〃 | 西井 覚 |

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

| | |
|----|-------|
| 議長 | 寺田 惣一 |
| 議員 | 白石 栄一 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------|--------|
| 市長 | 山下 和弥 |
| 副市長 | 杉岡 富美雄 |
| 教育長 | 大西 正親 |
| 企画部長 | 吉村 孝博 |
| 企画政策課長 | 和田 正彦 |
| 〃 補佐 | 高谷 彰英 |
| 総務部長 | 山本 眞義 |
| 総務部理事 | 菊江 博友 |
| 総務財政課長 | 安川 誠 |
| 〃 補佐 | 米田 匡勝 |
| 生活安全課長補佐 | 早田 幸介 |
| 税務課長 | 西村 圭代子 |
| 〃 補佐 | 安川 博敏 |
| 教育部長 | 田中 茂博 |
| 教育総務課長 | 西川 信明 |
| 〃 補佐 | 高津 和司 |
| 学校教育課長 | 井上 昌典 |

| | |
|------------|-------|
| 学校給食センター所長 | 高橋一馬 |
| 歴史博物館主幹 | 吉岡昌信 |
| 図書館長 | 渡邊恵美子 |
| 図書館主幹 | 中川孝明 |
| 体育振興課長 | 西川博史 |
| 消防長 | 岩井利光 |
| 総務課長 | 中田勝則 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 寺田馨 |
| 書記 | 西川雅大 |
| 〃 | 谷口亜耶 |

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第37号 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について
- 議第39号 葛城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 議第40号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第44号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第47号 平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- 調査案件1 葛城市学校給食センターについて
- 調査案件2 新庄小学校附属幼稚園の建替えについて

開 会 午前9時30分

赤井委員長 ただいまの出席委員は6名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日、皆さん方にはいろいろな問題についての審査をお願いするところでございます。暑さもだいぶましになってきてはおりますが、まだまだ暑い日が続くと思いますので、お体の方を大切にさせていただきたく思っております。本日のご審議、よろしくお願いいたします。

委員外議員の出席、白石議員、よろしくお願いいたします。

一般の傍聴の申し出が1名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

赤井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

まず、初めに、議長より発言を求められておりますので、議長、よろしくお願いいたします。

寺田議長 委員会開会に当たりまして、私から一言意見をさせていただきたいと思っております。

去る9月10日に開催されました本会議の一般質問の中で、本日、総務文教常任委員会に付託された議案の内容に踏み込んで、事前審査とともれる問題の発言があったように思います。本来であれば、その場で私が嚴重注意し、とめるべきところでしたが、私の勉強不足といいますか、ちょっと認識不足もございました。事務局の方とも、総務文教常任委員会に大変ご迷惑をかけたということでおわびを申し上げたいと思っております。

しかし、このことについては平成24年12月21日に開催された議会運営委員会において、一般質問における問題点について協議していただき、一般質問については委員会審査の事前審査に当たらないようにするべきであるといったことを確認していただいておりますにもかかわらず、今回このような問題が生じたところに対しまして深く反省しているところでございます。

そうしたことから、このような問題が二度と生じないように、さらに議員各位への周知を徹底する必要があると私が判断したわけでございます。私といたしましては、再度、議会運営委員会を開催していただき、今後の対策、取り組みなどについてを協議願いたいと考えております。どうか委員の皆さん、ご理解をお願いしたいと思っております。全くご迷惑をかけて申しわけございませんでした。

以上です。

赤井委員長 ただいま議長からの発言がございましたように、議会運営委員会に諮問されるということでございます。委員会としては、粛々と審査をまいりますので、よろしくお願いいたします。

します。

ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第37号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について、これを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

田中教育部長 皆さん、おはようございます。教育部長の田中でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、体力づくりセンター指定管理者の指定についてでございます。

この体力づくりセンター、ウェルネス新庄は地域住民のスポーツに親しみ、健康づくりの普及、振興を図るための施設として平成16年4月にオープンいたしました。施設の管理運営には指定管理者制度を導入し、平成16年4月から平成21年3月までの5年間で株式会社コナミスポーツ&ライフに当施設の管理運営を行っていただきました。その結果、全国でスポーツクラブなどを経営しているノウハウを生かした管理運営により、当初の運営計画を大きく上回る実績を上げていただきました。また、平成21年4月からの5年間であります指定管理期間も同者を指定管理者とする議決をいただき、現在に至っておりますが、その指定管理期間が来年平成26年3月31日をもって、協定が終了することとなります。そのため、より一層親しまれ、利用しやすいセンターとして、その効用を十分発揮できるよう熱意を持って管理運営に取り組んでいただける卓越した企画運営能力、建物管理能力等を有する法人その他の団体を公募いたしましたところ、コナミスポーツ&ライフ・近鉄ビルサービスグループを指定管理者選定委員会で選定をいただきました。つきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、コナミスポーツ&ライフ・近鉄ビルサービスグループを指定管理者として指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、お配りをしております別紙の資料の方をご説明申し上げます。

まず、選定までの経緯につきましてでございます。指定管理者の公募選定経緯といたしまして、まず1、手続開始の公告が平成25年4月15日に行いました。2番として、公募要項の配布期間としまして、同年4月15日から5月10日まで。また、現場説明会につきましては平成25年4月26日に実施しております。この時点につきまして、参加者が3者おりました、株式会社コナミスポーツ&ライフと近鉄ビルサービス株式会社、株式会社サンアメニティでございます。4番の質問受け付け期限が平成25年5月17日まででございます。5番の質問回答通知が平成25年5月24日、6番の申請書類の提出期間が平成25年5月27日から平成25年6月3日までとなっております。提出者が結果として1者でございますけれども、コナミスポーツ&ライフと近鉄ビルサービスグループの共同事業体が申し込みをされました。7番の候補者の選定委員会でございますが、平成25年6月10日と6月19日にそれぞれ書類審査とプレゼンの方を行いました。審査結果としましては、この共同企業体のコナミスポーツ&ライフ・近鉄ビルサービスグループが候補者になったわけでございます。

以上でございます。

なお、この9月議会におきましては指定管理者の議決をいただいた後、協定書を締結することになりますが、現在、協定書等の内容につきましては、最終決定に向けまして鋭意、協議交渉を進めております。

では、その要点を説明させていただきます。

別紙の資料の方をごらんください。まず、協定書の主な変更点でございます。協定書を交わす相手先につきましては、現在は株式会社コナミスポーツでしたが、次回からは株式会社コナミスポーツの代表者として、同社と近鉄ビルサービス株式会社の2社において構成するコナミスポーツ&ライフ・近鉄ビルサービスグループとなります。

2点目でございます。今まで5年間の基本協定を交わしておりましたが、基本協定書のほかに年度協定書を設けております。目的としましては、施設管理運営業務の各年度の業務内容及び協定に規定する成果配分についての定めを確認するためでございます。

3点目でございます。定期的に業者から事業の報告書をお願い、財務状況などを調べておりましたが、やはり専門的な立場から監査をするべきと考えまして、新たに監査条項の方を設けております。

4点目でございます。今まで指定管理の委託料としまして、毎年2,940万円の運営補填金を支払っておりましたが、約100万円を交渉の結果、減額をさせていただきました。この件につきましては、当初は指定管理料の支払いをしないという説明をしてまいりましたが、指定管理を受託している会社の経理上、必要な科目として計上を行う必要があるとの理由で残しております。

5点目でございます。協定の解除後の処理として指定期間終了後の会員の情報についての引き渡しとそれにかかる費用の負担を業者に求めることとしました。今回も募集を行いました結果、応募者が少ない原因の1つが、この会員システムの情報を引き継ぐためには多額の費用がかかるという、そういったリスクがあったことが上げられます。また、このデータの移行費用の負担も業者の方に求めております。

6点目でございますが、協定書の別添資料としまして、甲乙の負担項目に1回当たりの工事費が10万円以上は市が、それ以下は業者となっておりましたが、これを20万円まで引き上げ、20万円までは業者の負担といたしました。

以上、6点を変更しております。

次に、最後のページでございます。これが最後に参考としまして、成果配分の計算について説明をしております。成果配分と申しますのは、業者の施設利用料金収入から店の中にありますプロショップの原価を引きまして、さらに業者が合意した計算数値を引き、超過した額を折半して市に還元してもらうというふうなことでございます。平成21年度から平成25年度までは税抜きで1億2,809万4,000円としています。これにつきましては、交渉によりまして平成26年度以降、5年間は1億2,700万円と計画数値を下げさせていただいております。

なお、この資料につきましては、政策形成過程上にありますことから審議終了後、回収の方をさせていただきますので、ご了承よろしくお願ひ申し上げます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

春木委員。

春木委員 1点だけ質問をさせていただきます。公募選定経過というのをいただいております、先ほど説明がありましたが、これによりますと、現場説明会としては3者ということで、3つの団体が上げられておりますが、最終的に申請書類を提出されたのがコナミスポーツ&ライフと、それから近鉄ビルサービスグループの共同の企業体ということでございましたが、この共同の企業体というのは、この経過の中でできたものというふうに理解をすればいいんでしょうか。それとも、もともとそういった類いのものがあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

赤井委員長 部長。

田中教育部長 ただいまの春木議員のご質問でございます。これにつきましては、当初施設のいろいろな事業の運営につきましては、コナミスポーツにやっていただいております。施設建物のいろいろな維持補修管理については、近鉄ビルサービスが行っていただいたわけでございますが、今回そういった責任分界点をはっきりさせるがために共同事業体としての募集の方をいたしております。募集要項につきましても単体であれ、共同事業体であれ、どちらも応募ができるということで要綱の方をさせていただきます。

以上でございます。

春木委員 はい、結構です。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第39号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願いたします。

議第39号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、指定する学校の運営に関して協議する機関としまして、当該指定する学校ごとに学校運営協議会を設置する旨の規則の公布、施行を予定しております。それに伴い、学校運営協議会の委員の報酬の額を本条例で定めるものでございます。平成25年10月1日から施行するものでございます。

お手元の対照表の方をごらんいただきたいと思います。対照表の方の別表の方でございますが、別表に次のように加えることといたしまして、46、学校運営協議会の委員としまして学識経験者の委員、これにつきましては大学の教授クラスの方を考えておりますが、この委員につきましては月額1万2,000円、その他の委員としまして月額5,000円としております。よろしくご審議のほど賜りますようお願いを申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

春木委員。

春木委員 先般の協議会で学校運営協議会ということに関して、るる説明を受けておったところですが、その中で、提案されております協議会の委員ということで、次に掲げるもののうち教育委員会が委嘱するということが、地域住民、保護者、学識経験者、それ以外に教育委員会が適当と認めるもの、この4つに区分されて、委員についての委嘱の構成を定めているわけです。今ご説明にある委員の手当てでございますが、学識経験者のものが月額1万2,000円、その他の委員が5,000円ということになっているわけです。現在は、この運営協議会が発足するまでは校長に意見をいろいろと述べていくということで、学校評議員ということでたくさんの方が協力をしてさまざまな運営に協議されていると。もちろん権限というものはないというところで、そういう額に対しても随分差があるわけですが、やっぱりこれは私の考えといいますか、余りにも学識経験者の委員とその他の委員の方の差が大き過ぎるんじゃないかなという印象を否めないんです。今、学識経験者というのは非常に幅が広くてわかったようでわかっていない、かなり幅を持っていると思うんですけども、先ほどの説明では大学の教授クラスということでお話がありましたので、そういう意味では世間相場から見て無理はない話なんかとも思いますし、しかし一方では、1つの事柄をいろいろ審議していく上ではそれなりにそれぞれがその役割を担うべく構成されているわけですから、余り差がない方がいいと思いますけども。これは今回初めてのことで、今後も適用に当たってはいろいろと様子を見て変えていくことができるんじゃないかなとも思います。大学教授クラスというふうに限定してくると、場合によってはやっぱりそういう人がおるかどうかということも問題になってくるわけですが、ちょっと実際上の運営上は難しい問題もあるんじゃないかと。そういう程度でございます。そういった形で、大学教授クラスで一定、候補者としてもう考えておられるとか、そういうことでありましたら、今回はそれでスムーズに運営ができるんじゃないかと思うんですけど、若干そのあたり、何か具体的な形での展望を含めてお話がご

ございましたらご回答願いたいと思います。

赤井委員長 課長。

井上学校教育課長 失礼いたします。学校教育課の井上でございます。

春木委員の今のお尋ねでございますが、葛城市におきましては教育振興会及び市立幼稚園学校の研修に際しましての謝金の基準というものを決めております。これ、平成17年に県の教育委員会の基準をお伺いしながら、それとよく似た金額で決定したものでございますが、大学の教授もしくは元教授クラスになりますと、1時間当たり6,500円以内で1日でも2万6,000円を超えない。准教授もしくは元准教授ですと、5,300円以内で1日でも2万1,500円を超えないという基準を設けております。これをもとにしながら1万2,000円という金額を考えさせていただいたところでございます。

なお、この大学の先生につきましては、現時点で数名の方を、我々事務方としてはこの先生にお願いできたらという方に目星をつけさせていただいておりまして、その先生方に委員としてご参加いただくとともに、この学校運営協議会のシステムがうまく進んでいくように大所高所からのご指導も賜りたいと考えておるところで決めさせていただきました。よろしくお願いいたします。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 今、課長の方からご答弁をいただきました。随分いろいろと検討して、こういうことを提案されているということをよく理解できましたので、よろしく、ありがとうございました。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第40号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

山本総務部長 おはようございます。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程となっております議第40号、葛城市税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正す

る法律のうち、一部のものにつきましては地方税法施行令の一部を改正する政令、また地方税法施行規則の一部を改正する省令が、本年6月12日に公布されましたことに伴いまして、今回所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、最初に市内に主たる事務所を有する県条例指定の認定NPO法人に対する寄附金につきましては、個人市民税の税額控除を受けることができるという改正でございまして、これにつきましては、平成26年1月1日から施行となっておりますところでございます。

次に、公的年金からの特別徴収におけます徴収額の算定方法の見直し等についての改正でございまして、対象年金所得者が市町村の区域外に転出した場合におきましても、当該年度中の特別徴収を継続することとする改正、これに伴う特別徴収対象年金所得者除外規定の見直し等の改正を行ったところでございます。

次に、年間の徴収税額の平準化を図る点から、仮徴収税額につきましては前年度の2月の税額と同額から、前年度の年税額の6分の1の額とする改正でございます。これにつきましては、平成28年10月からの特別徴収に適用されるものでございます。

なお、本改正は仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものでございまして、税負担の増減を生じさせるものではございません。

次に、上場株式等に係ります配当所得等の分離課税につきまして、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正と、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税にそれぞれ改組したことに伴う改正でございまして、平成29年1月1日からの施行となっておりますところでございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。この表の左側半分が改正前、すなわち旧でございます。そして、右側が改正後、新となっております。赤色のアンダーラインの部分につきましては、改正部分となっておりますところでございます。

それでは、最初に5ページの上段をごらんください。税条例第34条の7、寄附金税額控除に係る改正でございます。市内に主たる事務所を有する県条例指定の認定NPO法人に対する寄附金につきましては、個人市民税の税額控除が受けることができるよう所要の規定を改正したものでございます。地方税法第314条の7の引用につきまして、1号から3号までを明示して記載しております。

1号につきましてはふるさと応援寄附金をうたっており、2号につきましては奈良県共同募金会と日本赤十字奈良県支部をうたっておるわけでございます。3号のアに該当いたします法人につきましては、市内では社会福祉法人は8つ、公益社団法人1つでございます。内訳といたしましては、社会福祉法人終の郷、當麻園、晴幸福社会ウォームヴィラ、浄正院保育園、現得寺華表保育園、松雪福祉会はじかみ保育園、ふれあいの会作業所、葛城市社会福祉協議会、以上でございます。公益社団法人といたしましては、葛城市シルバー人材センターでございます。なお、6ページの上段、3号のイでございますが、現在のところ該当はございません。

次に、少しページが飛びますが、9ページの上段をお開き願いたいと思います。第47条の

2、公的年金等に係ります所得に係る個人の市民税の特別徴収に係る改正でございます。納税義務者が市町村の区域外に転出した場合におきましても、特別徴収を継続することとする法令改正に伴うもので、特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等に係る改正でございます。初日の属する年のということにつきましては、改正前の1号を削るため、条文中に加えるものでございまして、特別徴収除外規定の見直しにより削除いたしますものでございます。なお、2号から1号へ、3号から2号へ改正するものは改正前の1号の削除によります号ずれに伴うものでございます。

続いて、10ページの上段をごらん願いたいと思います。第47条の5でございます。年金所得に係ります仮特別徴収税額等に係る改正でございます。年金所得に係ります仮特別徴収税額等の算定方法の見直しの改正でございます。仮徴収税額につきましては、前年度の2月の税額同額から前年度の年税額の6分の1の額とする改正でございます。

続いて、11ページの中段をごらん願いたいと思います。左側、旧附則第2条第4項、適用区分の改正でございます。26ページの附則第19条の3、附則第19条の4の規定の削除に伴い、消除の改正をいたしますものでございます。

ページは飛びますが、13ページの上段と15ページの中段をごらん願いたいと思います。附則第6条第4項及び附則第6条の2第4項にかかる改正でございます。文言の第20条第1項、また附則第20条第1項につきましては規定の削除に伴い、条を繰り上げたことによります条ずれの改正でございます。

次に、16ページの中段をごらん願いたいと思います。附則第7条の4でございます。寄附金税額控除におけます特例控除額の特例に係る改正でございます。附則第19条の2第1項、または附則第20条第1項につきましては、規定の新設に合わせた引用条項の追加と条を繰り上げたことによります条ずれの改正でございます。

続きまして、16ページの下段から17ページにかけてをごらん願いたいと思います。附則第16条の3、上場株式等に係ります配当所得等に係る市民税の課税の特例に係る改正でございます。上場株式等に係ります譲渡所得等の分離課税につきまして、特定公社債の利子が対象に追加されたことによる所要の規定の整備の改正を行ったものでございます。附則第16条の3第1項につきましては、上場株式に係ります配当所得等につきまして、分離課税として申告をした場合につきましては3%の市民税課税を、また附則第16条の3第2項では特定上場株式等に係ります配当所得等につきまして、総合課税として申告をした場合につきましては、所得割の市民税を課するといった内容の改正でございます。

続きまして、17ページの下段から18ページにかけてをごらん願いたいと思います。附則第16条の3第3項、第1号、第3号、第4号におきます配当所得等につきましては、特定公社債の利子所得が加わったことによる文言改正でございます。

少しページは飛びますが、24ページの上段をごらん願いたいと思います。附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例に関する改正でございます。株式等に係ります譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係ります譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係ります譲渡所得等の分離課税にそれぞれ改組されたことに伴います所要の規定

を整備いたした改正でございます。

続いて、25ページの下段をごらん願いたいと思います。左側、旧附則の第19条の2では、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例をうたっております。この条文につきましては、単に計算の細目を定めるものであることから条例の性格を踏まえ、削除いたすものでございます。そして、新附則、右側でございます。第19条の2として、新たに上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例を定める改正でございます。上場株式等に係ります譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴う規定の改正でございます。

続きまして、26ページの下段から32ページの中段までごらん願いたいと思います。左側、旧の条文でございます。附則第19条の3、同じく19条の4、同じく19条の5、同じく19条の6、附則第20条につきましては、いずれも単に計算の細目などを定めているものであることから、今回条例の性格を踏まえ、削除いたすものでございます。

続きまして、32ページの下段をごらん願いたいと思います。右側、新の条文でございます。附則第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例に係ります改正でございます。規定の削除に伴います繰り上げの条ずれ、文言整理でございます。

次に、33ページの下段から35ページにかけてごらん願いたいと思います。左側の旧条文でございます。附則第20条の3、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る改正でございます。この条文につきましても、単に計算の細目などを定めているものであることから条例の性格を踏まえ、削除いたすものでございます。

次に、右側の新条文でございます。附則第20条の2に係る改正でございます。これにつきましては、規定の削除に伴います繰り上げの条ずれ、文言整理をいたしたものでございます。

続いて、35ページの下段から38ページにかけてでございます。附則第20条の2第2項、同じく第5項、同じく第6項につきましても規定の削除に伴います繰り上げの条ずれ、文言整理でございます。

続いて、39ページの中段をごらん願いたいと思います。左側の旧条文でございます。附則第20条の5では、保険料に係る個人の市民税の課税の特例をうたっておるわけでございます。この条文につきましても、単に計算の細目などを定めているものであることから削除いたすものでございます。

ページをめくっていただきまして、最後となります40ページをごらん願いたいと思います。附則第1条ではそれぞれの条文規定に係ります施行年月日を定め、また附則第2条の第1項では割引債の適用に関する経過措置、また第2項では公的年金の特別徴収の適用に係ります経過措置を、そして第3項では金融所得税の一体化の適用に係ります経過措置をそれぞれ規定いたしております。

以上、非常にはしよったわけでございますが、これで葛城市税条例の一部改正につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中川委員。

中川委員 総務部長に細かく説明いただきましたんですが、市税条例の改正に伴っての質問としては単純なんですけど、今回のこれ、原則は法改正に伴う改正ですよ。ただ単なる市税条例改正じゃなくて、税法改正等に伴う改正と思うんですが、今後において、これによる影響額等が出てくるんでしょうか。あれは多分、現年では出ないと思うんですが、現年を含んで、今後においての影響額等あれば簡単にお教え願いたいです。

赤井委員長 課長。

西村税務課長 おはようございます。税務課の西村です。よろしくお願いたします。

ただいまの中川委員の影響額でございますけれども、公社債の方が利子割に該当するということになりますけれども、現在、特定公社債の利子割も改正によりまして特定口座内に運用できることになっておりますので、源泉徴収がそこでされますので確定申告は不要となっておりますので、影響としてはそんなにかないかなと思います。

次に、社会福祉法人への寄附金なんですけれども、奈良県の方も平成26年1月1日からになっておりますので、その影響額なんですけれども、平成23年度の京都府の影響額というのが京都府全体で500万円なんです。それを平成23年度の課税状況を39市町村で均等割と所得割を納めるものの所得割額で案分した場合で計算いたしましたら、葛城市としては16万円ほどの減になるというぐらいの数字かなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。税務課長の方からお答えいただきましたけど、大体大きな影響額は何千万円というような影響額はないということわかりました。ありがとうございます。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第44号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。よろしくお願ひいたします。

本9月議会定例会におきまして、議第44号で上程いただいております平成25年度一般会計補正予算（第2号）につきまして説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億73万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ184億2,312万1,000円といたすものでございます。

続いて、地方債の補正でございます。第3条といたしまして、地方債の追加及び変更につきましては、第3表地方債補正によるものでございます。

なお、分割付託されておりますので、総務文教常任委員会に付託されております項目につきましての説明とさせていただきます。

6ページをお願いいたします。第3表地方債補正についてでございます。まず1、追加でございます。起債の目的、災害復旧事業、限度額140万円ということでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の起債と同じでございます。

2の変更でございます。起債の目的、合併特例事業、限度額につきましては32億6,490万円から補正後31億6,290万円といたすものでございます。1億200万円の減額をいたすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じとなっております。

続きまして、事項別明細書の10ページをお開き願ひいたします。まず歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、7目交通安全対策費、補正額60万円でございます。幼児2人同乗用自転車の購入補助金でございます。9目企画費、補正額106万1,000円でございます。合併10周年記念の映像作成業務委託料ビデオ制作分でございます。

ページをめくっていただきまして、13ページをお願いいたします。7款消防費、1項消防費、2目非常備消防費でございます。補正額26万4,000円でございます。第5、第6分団のポンプ車のタイヤ取りかえに伴う修繕でございます。3目の消防施設費、補正額40万円の追加でございます。消防施設整備事業補助金、消火栓、用具等の購入補助をいたすものでございます。

続いて、8款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費でございます。減額の補正額は1億732万4,000円でございます。国の平成24年度の補正予算（第1号）で創設されました地域の元気臨時交付金を学校給食特別会計内の学校給食センターの建設事業費に充当することに伴う一般会計からの繰出金の減額でございます。

続いて、2項の小学校費、1目の学校管理費でございます。補正額減額の4,230万6,000円でございます。新庄小学校渡り廊下工事の減額を行うもので、13節の委託料では工事管理委託料として135万6,000円、また15節の工事請負費では4,095万円を減額いたすものでございます。

続きまして、2目の教育振興費でございます。補正額50万2,000円でございます。先ほど条例一部改正でございました学校運営協議会委員報酬12名分といたしまして、報酬13万4,000円、また運営協議会の研修会の講師謝礼として4万円、それと需用費、消耗品費といたしましては運営協議会に伴うもの、また奈良の子どもの未来を拓く道德教育の推進事業に

係ります消耗品合わせて22万8,000円、印刷製本費では奈良の子どもの未来を拓く道徳教育推進事業の中の研究冊子の印刷代10万円をお願いいたすものでございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、14ページをお願いいたしたいと思います。5項社会教育費でございます。7目の図書館費、補正額387万円でございます。前川佐美雄生誕の110年記念事業に係りますそれぞれの要求計上でございます。まず、報償費といたしまして、講師謝礼、団体謝礼合わせまして53万円を、また印刷製本ではチラシ、パンフレット等の所要に要する経費として38万円、役務費では広報チラシ折り込み手数料3万円、委託料では生誕110年記念の映像等の制作業務委託料248万円、また18節の備品購入費では点字用パネル等の備品代として45万円をそれぞれお願いいたすものでございます。

続いて、8目の歴史博物館費でございます。補正額98万7,000円でございます。歴博の1階の作業室等の空調修理修繕料を98万7,000円をお願いいたすものでございます。

続きまして、事項別明細書の7ページをお願いいたしたいと思います。ただいま説明いたしましたそれぞれの歳出に伴います歳入分でございます。まず、7ページの13款国庫支出金、3項の国庫委託金でございます。3目教育費委託金、補正額25万2,000円でございます。学校運営協議会事業に係ります国の委託金でございます。初等中等教育振興事業委託金25万2,000円でございます。

続いて、14款県支出金、2項の県補助金でございます。1目総務費県補助金、補正額22万8,000円でございます。

(「228万円」の声あり)

山本総務部長 失礼いたしました。補正額228万円でございます。前川佐美雄生誕110年記念事業に係ります県からの活力ある市町村応援補助金でございます。

ページをめくっていただきまして、3項の県委託金でございます。3目教育費県委託金、補正額25万円でございます。奈良の子どもの未来を拓く道徳教育推進事業委託金でございます。

続いて、16款寄附金でございます。1項寄附金、1目一般寄附金、補正額2,599万9,000円ということで、大字疋田、大字木戸よりそれぞれ自発的にいただきました一般寄附金をお願いしておるところでございます。

続いて、17款繰入金、1項基金繰入金でございます。1目財政調整基金繰入金、補正額減額の5,086万7,000円でございます。本補正歳入歳出差引財源超過分につきまして、財政調整基金の繰り戻しを行うものでございます。20款市債、1項市債、1目総務債、減額の1億200万円でございます。合併特例債でございます。

続いて、7目の災害復旧事業債、補正額140万円ということで、農地農林施設の災害復旧事業として八川新池の護岸復旧に伴います事業費に係る起債分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 それでは、平成25年度の一般会計補正ということで、詳しく山本部長からご説明がございましたが、歳入歳出に伴って質疑をさせていただきたいと思えます。まず、先ほど来ご説明ありました第2条の第3表の地方債補正ということで、このたび合併特例債の限度額補正を行って、歳入では8ページに市債の総務債の中での合併特例債のマイナスの、1億200万円減額補正をされていると。それにあわせて、これはこれから後の学校給食の特別会計で議論すべきだろうと思うんですけども、一般会計では教育費の中で給食会計への、要は繰出金を1億700万円マイナス補正されると。少しご説明の中で地域の元気交付金という、そういう財源のこともお話しされましたけど、これは学校給食でまた特別会計でこの後にお話が詳しくあろうと思うので、ここではちょっと差し控えたいと思えますが、いずれにしてもこの合併特例債が1億200万円減額になったということの推移といえますか、もう少し詳しくご説明をさせていただきたいと思えます。

次に、今度は歳出の方の各事業の費用ということで、まず10ページでは、幼児の2人乗りの自転車の購入補助ということで60万円の補正をされている。平成25年度当初は100万円の計上であったと、このように思っておりますが、決算の成果報告では平成24年度は31台というふうに書いてあったと思うんですが、現状はどのような台数補助があつて、このような経過になったのかというのを少しご説明を加えていただきたい、このように思えます。

最後に、13ページに消防費があるわけですが、修繕料についてはポンプ車のタイヤというようなことでしたが、消防施設の事業補助ということで、この点を少しまた説明を詳しくしていただきたい。

この3点、よろしくご答弁をお願いしたいと思えます。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 ただいまの朝岡委員からのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の元気交付金に係る分でございます。こちらにつきましては、国の平成24年度の補正予算第1号でこの地域の元気臨時交付金が創設されたわけでございます。本市におきましても、今年3月の補正予算におきまして団体営土地改良事業、また道路新設改良事業、尺土駅前の周辺の整備事業ということで、この元気臨時交付金に該当いたします国の事業メニューの中から該当する分を抜き出して、3月補正で補正対応をさせていただいて平成25年度へ繰越しておるわけでございます。それぞれの事業の元気交付金の算定については、今年度夏ごろをめどに算定がなされると、こういう状況で、3月の補正の時点ではお話し申し上げていたと思うわけでございます。それが今般、その交付限度額の算定が示されましたことによりまして、額につきましては1億732万4,000円ということで示されたことによりまして、今回この交付金を学校給食の特別会計内で組んでおります学校給食センター建設事業費に充当することが、これについてはできるということで県協議いただきました。給食センターの特別会計の方へ充当いたし、この分につきましては、本来、当初は合併特例債を見込んでおったわけでございますが、その分、合併特例債は減額すると。また、一般会計から特別会計へ合併特例債を見込んだ中での財源で繰り出しをしておった分を減額すると、こういう内容となっておりますのでございます。

以上でございます。

赤井委員長 菊江理事。

菊江総務部理事 総務部理事、生活安全課長の菊江でございます。朝岡委員からのご質問でございます。

幼児2人乗り同乗用自転車の購入費に係る60万円の補正についてでございますが、この事業につきましては平成22年度からさせていただいております、平成22年、23年、24年、25年ということで、本年で4年目になるわけでございます。当初、平成22年では40万円の予算でもって出発いたしましたけれども、平成23年、平成24年につきましては、同じく補正をお願いいたしまして100万円ずつの予算となっております。現在、平成25年度におきまして、6月末におきまして30台の補助申請がございまして、既に98万7,100円を支出しております。残りの残金におきましては、窓口に来られる補助申請者に対する補助ができなくなりましたので、このたび15台分、1台につき4万円、補助額につきましては8万円の額に対する2分の1を限度としてということになっておりまして、1台4万円で試算いたしまして、残り15台を残っておる年度内におきまして助成させていただきたいということからお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

赤井委員長 消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。よろしく申し上げます。

消防施設整備事業の補助金についてであります。これは消防施設の中の初期消火用具に対しまして3分の1の補助をさせていただく分でありまして、平成25年度当初予算におきまして60万円の補助金を計上しておりましたが、17カ大字から59万6,000円の補助の申請がありまして、そのうち約25万円が盗難によるものであります。現在、残額が4,000円程度になりましたので、諸般の事情を勘案いたしまして40万円の増額補正をお願いするものであります。

以上であります。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 それぞれの所管からご答弁をいただきました。学校給食センターの建設に伴うということについては、この後の給食会計になろうかと思うんですが、ともかく財源としては、一般財源の合併特例債を予定しておりましたところが、平成24年度の補正、またその夏に暫定基準が決まって地域の元気交付金ですか、いわゆる国の有利な資金によって、本来活用すべき合併特例債を1億700万円減額ができた、こういうお話ですよね。今、学校給食センター以外にもハード事業がたくさんある中で、このように国の有利な事業資金を活用して、当然合併特例債というのも有利な起債ではありますけれども、起債は起債であるわけですから、それをこのような国の資金を活用して財源が振りかえられたと、こういうことについては大変高い評価をさせていただきたいと、このように思うところでございます。

幼児用の2人自転車もよく市内を、いろいろとお話を聞いていますと、たくさんのお母さん方が非常に喜んでいただいております、道路交通法の改正で2人用の自転車が購入補助ができるということで、既にこれで見えていますと、平成24年度では31台であったのが、この

6月末で既に30台ということですね。ですから、更に15台の今回補正をするということでもあります。やはり子どもさんも、そういう意味では子育て世代の皆さん方の支援の一環ということでもありますので、今後もしっかりと申請について努めていただきたいと、このように思うところでございます。8万円程度の購入価格の上限4万円ということでの15台の、2分の1、わかりました。

消防施設については、今消防長の方から盗難もあってということで、既に17カ大字から初期消火の用具の補助ということが申請されて、初期消火の用具というのは、ちなみに消防の各用具点検箱の中にある、その中のものの購入費ということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

岩井消防長 そうであります。

(「中身まで言っていたきたい」の声あり)

赤井委員長 消防長。

岩井消防長 消防長の岩井です。初期消火用具の中には詳細に申し上げますと、ホース、ノズル、キーハンドル、スタンドパイプ、そして格納箱であります。

以上です。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 それぞれの分団という地域からこの消火格納箱の中に入れる初期消火のための用具の補助ということで、既に17カ大字が当初予算に近づくほどの申請をされているということで、今回40万円の補正額と。特に今、初期消火というか、防災ということは市民各位もやはり見直しといたしますか、大事なことやというようなことで、消防団の皆さん方だけではなく、地域の自警団の皆さん方も地域防災ということについては非常に見直しをされていると、力を入れられていると。消火活動だけではなくて、近年といたしますか、今年に入っても、幸いにして葛城市にはそういう大きな災害はありませんが、テレビ報道を見ていますと、竜巻が起きたり、突然のような降水量によって道路が寸断されたり、また家屋が土砂災害でつぶされたりと、こういったことで、この9月に入っては非常に全国的に多くの災害が報道されているということで、それを東北の大震災も含めて市民の皆さんは消火活動、それから防災に対する意識というのは非常に高まっているということであろうと、そのように思います。

ちょっとせっかくの機会なので関連ということで、先般、防災マップというのを各大字にいろいろ聞き合わせをされて、行政当局として今後の災害をより防災、減災という観点で、防災マップを各家庭に配るというお話をされていましたが、その防災マップの進捗状況等と、もし今お手元に資料をお持ちであれば、ご紹介をいただきたい。あわせて、さまざまな要援護者に対するデータ、各大字の方にそういった皆さん方へ1つのカードの要援護者に携わるデータを一元管理するというようなことで、A4判を半分にしたようなカードでしたかな、用紙でしたかな。そういったことも皆さん方、各民生委員や大字の区長さんなり、ご協力を得て一元管理をするというお話も出していただいております。その後の経過等含めて、お手元にご資料があるようでしたらご紹介をしていただきたい。経過説明をお願いしたい、このように思います。

赤井委員長 理事。

菊江総務部理事 総務部理事、生活安全課長菊江でございます。

ただいまの朝岡委員のご質問でございますが、手持ちの資料は現在持っておりませんので、記憶の中においてご説明を申し上げたいと、このように思います。

防災マップの進捗状況についてでございますけれども、これにつきましては、昨年、市管理職が44カ大字の行政区に赴きまして聞き取り調査をいたしました。これに基づく基礎資料によりまして委託業者と契約を結び、この9月から業務を進めさせていただいております。

また、災害時の要援護者のデータの管理状況等でございますが、これにつきましては平成24年度末に各大字区長様と保健福祉部の長寿福祉課の課長によりまして協定を結んでいただきまして、災害時の地域においていち早く駆けつけていただくということからお願いしてお渡ししております。対象者につきましては、該当者は2,800人余りおられまして、登録者につきましては800人余りおられます。細かい下の数字はちょっと私、現在資料がございませんので申せませんが、資料がございます。約33%の方がご登録をいただいております、その都度1年度ぐらいをもちまして更新をさせていただくということでご報告しております。

しかしながら、今般、災害対策基本法の一部改正がございまして、平成26年度からは災害時要援護者につきましては、登録ではなくて全てそうした援護をしていかななくてはならないというふうになっていくようございまして、それらにつきましても、今後、保健福祉部の方と協議をいたしまして、よりよい方法で管理できるようにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 突然ちょっと関連の質問をして申しわけなかったんですが、防災マップについてはこの9月から業務委託をされて、年度中には配付をされる予定と、こういうことですので、しっかりと各家庭で安心できる、そういった防災の減災のためのマップの作成にお力を入れていただきたい。33%の登録が、このたび災害の、福祉部の方ですか、今おっしゃられた、それによってできる、全員の方にそういう援護をしていかないかん。その対策も大変やと思います。もちろん大字の区長さん、また長寿福祉課の皆さん方にご協力をいただいて、2,800人もいらっしゃるわけですから、そういった皆さん方をいかに援護していく、具体的な施策をどうしていくのかというのはこれからのまた大きな課題だと、そういうふうに思います。

この今の法律がこういったことで改正されたということも後押しされているかもわかりませんが、大阪のある市が今取り組んでいるというのは要援護者の管理ということで、今理事がご紹介された私らの議員の協議会でも説明いただいた要援護者カードの管理、これはこれで皆さん、どちらの市町村もやはり要援護者にご登録いただくということで、大いに成果が出ていると思うんですけど、その次の踏み込んだ施策というのがこれから考えていかなあかんということで、大阪のある市がその要援護者の方に常に常備をしていただきながら自分の

データを皆さん方に、要は要援護者なりが何らかの形で要援護が必要なときにすぐに駆けつけて、その方のデータがどちらにいらっしゃってもすぐにわかるというような、いわゆるネックレス式といいますか、手元に常に携帯をしているというような、そういったものを導入しているんだということで、ちょっと委員長にお許しをいただいて、私、1つサンプルをいただいてまいりましたので、ちょっとご紹介させていただいてよろしいでしょうか。

赤井委員長 はい、どうぞ。

朝岡委員 簡単なこういうネックレス式、このような携帯電話の首からぶら下げるような、カプセル式のこういったものに、要は命のお守りなんていうのは非常に一番大事にせないかんという感じがするんですけども、こういったものをここへつけて、この中をあけますと、耐久性と耐水性に基づいた、これは水でも全くにじまないという、水等では全く紙が破れないという紙を利用して、ここにはご本人の名前、生年月日、住所、電話番号、至急連絡先、これをつくられた年月日、裏には血液型、アレルギーがあるか、かかりつけの医療機関はどこか、そして既往歴があるか、お薬は何を飲んではりますか、こういったものを常にこの中に、ちょっと今はとれないですけどね。ここには救急隊員の方にこの中に私の医療機関の情報が入っていると、こう書いてある。これね、笛にもなる。要は援護者の方が何らかの事情で発見できないときに、ご本人がもしまだ呼吸ができるような状態であれば笛で知らせると。こういうものを大阪のある市は導入しようというふうなことを今考えておられる。要援護者の次のそういった施策の中に一度取り入れてみたらどうかということ、まずこういうことがあったということは市長、ご存じでしょうか。

それと、もう一つは、これは市長にぜひ、トップセールスをされている市長なので、この命のお守りのさまざまな情報の中に、社名と広告スペースというのがここに入りまして、これは何だかなと思いますと、要はここに協賛をしていただくわけですね。葛城市であれば葛城市でさまざまにいろいろご協力いただいている企業さんに、ここに広告をしていただくことによって、この経費が広告料で財源の一助とすると。こういうことで、ここに広告スペースまであるということで、そういうことはご存じでしたでしょうか。市長にお尋ねをしておきたいと、このように思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 今そのものは初めて見させていただいたので、広告スペースがあるかないかというのは初めてでございます。ただ、要援護者の体制であるとか各大字における避難経路の体制、これが今年度末にきちっと整っていくと。その次のところに踏み込んでいくに当たって、できるだけ皆さんが被災されたときに、万が一何かあったときに助かる可能性が高くなるようなもの、また今ご提示をさせていただいたようなものをしっかりと、後でまた見せてください。勉強させていただいて、広告を出してくださる企業があればそういうところにご協力をいただきながら普及できたらとも思いますし、まだ今のところ初めてでございますので、何とも言えませんが、ぜひまたさまざまな形で検討させていただきたいというふうに思っております。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 突然にちょっとお示しをさせていただいたんですが、今ようやくふたがあきました。この

ように2つ折りにして、耐水性に基づいた水にも強い紙をここに入れて、それでできればご自身の証明写真も入れておけばご本人確認もできるということでございます。これも1つのアイデアだと思うんですけども、やはり要援護者カードで行政がそれを管理しているとはいえ、その方が必ずしも家にいらっしゃるとは限らない。いろいろな場所でさまざまな災害時だけではなくて、そういった皆さんが常に自分の情報をぶら下げておけば、どんな方であってもこの中身を理解するだけで、初期的な行動をとれると、そういった意味では大変重要な役割を担うのではないかなど。あわせて、こういう企業に参画をいただくことで企業イメージも非常に上がるでしょうし、また財源も確保ができるということで、一度、後で市長へお渡ししますのでご検討を願えればと、このように思うところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 私の方からも一応、今のこの件に関しまして十分検討いただき、やはりある程度、市民の皆さんのためになる、本当にためになるということをお考えになってご尽力願いたい、かように思います。よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

春木委員。

春木委員 まず、歳出の具体的な点で幾つか質問をさせていただきます。

2款総務費の9目の企画費ですね、ここで合併の10年記念映像制作業務委託料ということで100万円余りが計上されております。この合併10周年というのは、これを含めて一体どういう事業展開というのを今お考えになって、どういうふうに進めていかれようとしているのかと、この点についてご説明をいただきたいということです。

それから、8款の教育費ですね、ここで2項の小学校費の学校管理費ということで、4,200万円余りの減額の補正が提案されておりますね、委託料、工事請負費含めて。これは非常に多額の減額ということでありますし、今はまだ年度といいますか、まだ今の時期にということも含めて、少しどの箇所でどういうふうになって、こういう減額補正を提案されているかについてご説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、もう一つおめでたい話といいますか、同じく教育費の図書館費ということで、前川佐美雄生誕110年記念ということで、幾つかを合わせて150万円余りの補正ということで計上されているんですが、これにつきましても全体的にどういうことをやっていかれるのかということについてご説明いただければありがたいと思います。

以上、3点。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。よろしく願いいたします。

ただいまご質問の合併10周年記念映像制作業務委託料についてでございますが、皆様ご承知のとおり、来年平成26年10月1日で合併して10周年、いわゆる満10年、10歳ということになります。この10周年を記念いたしまして、10周年の記念式典を行おうと現在のところ計画しているところでございます。まだ、この記念式典の内容につきましては日程も含めて、まだ現在の方確定、決定いたしておりません。今後また内容については決定していきたいと考

えておりますが、この記念式典の中で、合併10年の歩みということで合併調印式から10年間のいろいろな行事や式典、イベントなどの紹介なり、あと春夏秋冬、四季を通じましての葛城市というのを織りまぜましての葛城市というような形で、大体20分程度の映像を作成予定しているところでございます。今回の補正予算につきましては、本年10月から来年3月までの撮影なり、編集なり、ディレクターなりのスタッフの経費を合わせて106万1,000円ということで計上させていただいております。なお、来年平成26年4月から9月分の映像につきましては、来年度の当初予算におきまして予算計上させていただく予定でございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

教育費の学校管理の4,230万円の減額でございます。これにつきましては、新庄小学校の渡り廊下で南中棟と北中棟を結ぶ廊下でございます。南中棟といいますのは職員室の棟になります。そこから北へ渡る2階建ての廊下が2カ所ありますねけども、その改築費用を平成25年度当初に上げさせてもらいましたが、減額という補正予算を上げさせてもらいました。これにつきましては、6月末に渡り廊下の入札を指名競争で行う予定をしておりました。業者は一応4者を指名いたしましたけども、4者中3者が入札を辞退いたしました。入札が中止ということになってしまいました。理由も聞いておるんですが、入札価格を上回ったとか、ほかの工事を抱えているという理由でありましたけども、渡り廊下の入札が中止になったということで、この渡り廊下の工事の期間というものを考えておりましたときに、渡り廊下の改築工事でありますために工事箇所を迂回して校舎を使用できない。つまり夏休みの使っていない期間しか工事はできないという理由が1つございます。

それと、工事期間につきましても1カ月程度は最低でもかかるということを考えますと、期間の設定が夏休みしかできなかつたという理由がありますので、この夏休みを逃してしまったということ、入札が中止になったということで、再度入札ということで授業をしながら改築を行うことができないということが理由といたしまして、最終的に9月補正で減額という形にさせてもらいました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

赤井委員長 主幹。

中井図書館主幹 図書館の中井でございます。

前川佐美雄さんの記念事業に関しての説明でございます。前川佐美雄さんは私も知らなかったんですが、當麻小学校の校歌とか新庄小学校、忍海小学校の校歌も作詞されております。また1万首にもものぼるいろんな歌を、郷土にかかる歌も詠んでおられます。そして、今この110年周年というこの機会を逃したら、前川佐美雄さんは忘れていかれるんじゃないかという危惧を持っておりました。それで、今回この110周年という機会に何かやりたいということで、県の事業の方に県の活力ある応援補助金というのにエントリーしまして補助金の獲得をいたしました。それに基づいて、今現在考えております事業でございますが、まず記念講演を行います。それは大体2月の上旬を考えております。なぜ2月かという、前川佐美雄

さんの誕生日が2月でございます。それで、また2月で記念講演を考えています。それで、佐美雄さんのいろんな過去の、ここに生まれているいろんな経緯があるんですけども、そのDVDを作成したいと考えております。そして、また図書館の方では佐美雄さんに関するいろんな資料を所蔵しております。それをこの機会に展示して、皆さんに広く周知していきたいということで考えております。

以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 どうもありがとうございました。順番に確認なりをさせていただきたいと思うんですけども、合併の10周年ということで非常に記念すべきことに向けてスタートを切られたということで、よく理解ができました。できるだけ有意義なものにしていくということで、今後も適宜企画を発表していただきたいと思います、そんなふうに思います。

それから、新庄小学校の渡り廊下のことは減額せざるを得なかったということなんです。これはやっぱりかなり必要性があるということで予算措置をとられたわけで、今回後にも戻ることできないわけですけども、要するに4者指名でなされて3者が応札しなかったという、これをどう踏まえて、今後やっていかれる予定なのか。それから、渡り廊下ということで、日常みんな通っていく廊下というふうに理解するわけですけど、特段差し迫ったといいますか、子どもたち等に対する安全上の問題としては大丈夫なのかどうか、その点をご説明いただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

西川教育総務課長 先に安全上の問題でございますけれども、もともとここの渡り廊下につきましては、北中棟を耐震診断したときに普通でしたらエキスパンションで廊下が縁切りされている部分がほとんどなんですけど、ここについてはボルトでつながっておったから、ボルトでつながっておると校舎の荷重が渡り廊下にもかかるのではないかという第三者機関の診断がありまして、それであれば渡り廊下も耐震診断をなさいということで、改築が望ましいという形が出ました。ただ、北中棟ではありますが、北中棟の地震荷重でございますけれども、北中棟は既に耐震補強しておりますので、渡り廊下のみ倒壊するのは考えにくいとは思いますが、1点は耐震診断の結果が事実出ている以上、やっぱり今後を考えていきたいということは事務局の方では思っております。その場合の今後はどうかということでございますけれども、今耐震が議会に説明させてもらったように、平成25年度で小中学校のみですけども100%の耐震化率になっております。ただ、耐震は100%ですけども、建築当時から1回も大規模改造を行っていない棟もまだ残っております。この部分の棟についても今後考えていきたいと思っておりますので、それも含めた上で、この渡り廊下の改築も考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 この渡り廊下そのものに対してはよく理解できて、すぐさまということも、大改修をされているわけですから大丈夫だろうというご判断だと思えます。それでちょっと心配をしておりますのは、指名競争入札で入札が不成功に終わっていると、この点をどんなふうに踏ま

えておられるかということは大事なことだろうと。幾つか今非常に厳しい入札状況が場合によって生まれていますでしょう。僕が関係している新クリの問題にしましても、非常に大変だと。あるいは学校の耐震工事、大規模工事でも予定価格いっぱいでは落とせないというような厳しい状況もあるということでは、かなり腰を入れてといたしますか、変な言い方ですけど、すっきり入札がされるように十分な検討をして臨んでいく必要があるんじゃないかと。これは学校だけに限らず、いろんなところで問題点として十分検討していただく必要があると思うんです。ぜひいろんな入札がうまくいくようにご検討していただきたいと思うんですが、どんな具合でしょうか。どなたか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 ご心配いただいておりますように、昨今の入札にかかわります状況につきましては非常に厳しいものがございます。今、春木委員がおっしゃいましたように、年末におきますクリーンセンターの問題につきましても、それぞれ東北での復興支援が本格的に軌道に乗り、資材の不足、人員の不足等々が物価上昇にはね返ってきておるとというのが現状でございます。したがって、今ご審議いただいております耐震のことに关しましても、あれは前年度の単価をそのまま早期でございますので、そのまま実施をさせていただいた中におきまして、幸いにしても予定価格100%近い金額であったわけでございますが、本来ならば最低制限価格で今までの横並びという状況であったわけなんですけども、予定価格いっぱいの100%近いところで企業努力によりまして落札をしてきて、無事に施工できたということでございます。この件に関しましても、平成24年度に設計されました単価で同じく対応させていただいたわけでございますが、それぞれ4者の今の状況を見ておきますと、我々その設計価格をもちまして、入札に臨んでおるわけでございますが、どう企業努力をいたしましても需給割合、物価の高騰等を考えますと、不落にせざるを得ないというふうなことで、4者とも同じような条件での理由ということを察知しております。特に4月から単価改正がございまして、再度、単価改正を組み合わせて、入札すべきというふうなことも取り組んだわけでございますが、先ほど課長が説明いたしましたように、この条件といたしますのは夏休みの期間というふうなことでございますので、あれから単価を入れかえまして再度ということになりますと、時間的余裕がないということでございます。また、これ自身はここにもございますように、全てが一般財源を充てておりますので、今期待しておりますのは景気浮揚対策とか、消費税に係ります再度の補助事業等々の財源が獲得できましたら、また充実した施工にも結びつくかと思ひまして、断念したというような状況でございます。

以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 ありがとうございます。東京オリンピック招致というのが決まって非常にうれしいんですけども、早くも東京集中の大型工事が始まるというようなことで、いろいろと心配する向きもございます。十分そのあたりも踏まえて、葛城市の事業が速やかに進むように十分な検討をお願いしておきたいと思ひます。

それから、前川佐美雄さん、僕が小学校卒業するころか何かぐらいに校歌をつくられてお

ります。非常に懐かしい思いがします。今補正で出されたということは県の補助金の獲得をいろいろされていたということなんですね。どうもありがとうございました。一応、一旦終わります。

赤井委員長 ほかにございませんか。

中川委員。

中川委員 13ページの7款消防費、消防施設費でちょっとお聞きしたい、確認なんです。これ、先ほど説明の中で、17大字59万6,000円が執行済み額という話の中で、消火栓ボックスの中の機材の盗難によるものが25万円とお聞きしました。ここで、盗難によるというのがわかったのはどの時点でしょうか。

中田消防総務課長 消防本部総務課の中田でございます。

区長さんの方から申請をいただいた時点で、その部分がどういうふうなものかというのを確認させていただいております。その時点で盗難かどうかという確認をさせていただいておりますので。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 私がお聞きしたのはどの時点と、消防署の方では各大字の区長から申請があった段階で盗難によるものと理由づけると思うんですが、もう一つ前にのぼって、ものの価値、金額の大小じゃなくて、これ、3分の1補助ということは、3分の2は大字ですよ。大げさに言うたら各大字の財産をとられているわけですよ。その25万円分の財産をとられている、それがわかったのがいつの時点か。私が聞いたかったのは、消火栓ボックスの点検管理はどこがやっているのか、その点検管理はいつの期間やっているのか。とられて1カ月、2カ月たっていてわからなかったのか。たまたま葛城市内で火災が発生していなくて消防が出ていただいている警戒出動、これに関してはないと思うんですが、各大字の自警団なり消防組織、防災組織が消火活動をする時点においてないと、そこまでわからんのか、変な言い方ね。何のために自主防災組織があるのか、この自主防災組織の方々はこの消火栓ボックスの点検とかは入っていないのでしょうか。あるいは消防署に任せっ切り、各担当みんなに任せっ切りかという管理体制をちょっとお聞きしたいんです。聞いたのはそれが理由なんです。届けが来た段階でわかったんじゃないかと、どの段階で盗難とわかったか。わかる間のあったときからなくなったときまでの期間、長いこと管理ができていない。市の財産をとられています。各大字の財産です。10万円として3万3,000円、市が出しています。6万6,666円大字が出しています。これ、重なってきたら大きい、最近は減ってきたのかどうか知りません。だけど、小さいものでとられておって最終合計で何十万円、何百万円になったときに、さあ、慌ててどんな管理しとったんとかいうことにならないようにちょっとお聞きしたんです。この分で把握しておられたら、把握されておられる分で結構です。

赤井委員長 消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。

先ほど、中川委員から質問がありましたけども、ご承知のように初期消火用具は初期の段階で消火に活用するために誰もがすぐに活用することから、施錠をすることも困難でありま

して、全国的に他の市町村も盗難が発生をしている状況でありまして、他の市町村の方にもいろいろと盗難の防止策をお聞きしておりましたが、これといった決め手がないわけでありまして、各大字の区長さん等をお願いをいたしまして、地域の方で点検なり巡回をお願いしている状況であります。また、各分団の方にも点検を依頼しておりまして、消防署といたしましては定期的ではありませんが、先般、適宜点検を実施しているような状況でありますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。ただいまの消防長ご答弁なんですけど、私が言いたいのは、先ほども申しましたように日付を言います、1月1日見たらありました。1月31日、2月行ってみたら、なかったです。いつの間になかったのか。消防署は人数的に限度があります。消防団60名、70名おります。また、各大字に自主防災組織、ここに対しては市の方から補助金、助成金と出ているはずですよ。防災でしょうね。災害復旧じゃなくて防災のための組織なんですよね。災害発生時に救助に行く、または災害対策に動くのも防災なんですけど、災害を防ぐのも防災ですね。盗難も災害の1つですよ。とられて使えないと。肝心なときに使えないものを装備しておっても意味がないです。そのためにも各種団体を使って、さっき消防長がおっしゃったように、防災に係る、特に消防関係のボックスにせよ、消防車のキーを抜くことはないです。年間を通じて入っていると思っております。防災器具の入っているところも施錠はできません。だけど、それに対して施錠ができないことイコールとりやすいと。知識のある者ならとりやすいです。夜中に消火栓ボックスの前で車をとめてあけたとたん金があるんです。物によっては何万円という金のものが。それを盗難を未然に防ぐように何らかの努力をお願いしたいと思います。それも団体組織を使っただけの広報、また大字においては月に1回や、月に2回という形で協力願って、少しでも市内、また大字の財産を守っていただくように、それも防災の1つと思っておりますので、今ちょっと質問させてもらったんです。答弁は結構です。お願いしておきます。

以上です。

赤井委員長 ほかにございませんか。

春木委員。

春木委員 歳入についてお尋ねをしたいと思います。8ページですね、16款の寄附金でございます。一般の寄附ということで、先ほど大字疋田、大字木戸ということでご説明があったように思うんですが、この寄附金というのを少し勉強してきました。ここに計上されている一般寄附金、これは1目ということですね。2目で民生費寄附金、3目で土木費寄附金、4目でふるさと応援寄附金、いわゆる蓮花ちゃん寄附金というものが皆さんご存じだろうと思うんですがあります。蓮花ちゃん寄附金は別途要綱がありまして、それに従ってなされるということですが、今回の一般寄附金について少しどういうものなのかということについてまずご説明をいただきたいと思っております。

順次質問していきたいと思っておりますので、まず今の点についてご説明をお願いします。

赤井委員長 課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川と申します。よろしく願いいたします。

一般寄附についてでございますが、この寄附金につきましては通常指定寄附と呼ばれます。要は用途がはっきりした事業に対して寄附を申し出される部分、あるいは一般財源的に市の事業、いずれの事業についても使っていただきたいことでの色のついていない寄附金、いわゆる一般寄附と呼ばれるものがございます。

今回、大字木戸、並びに疋田からいただきました寄附金につきましては、寄附申出願というのがありますが、この申出書の目的の中で、葛城市の事業の推進に寄与するためということで、そういう意味合いにおきまして一般寄附としての扱いで今回計上させていただいております。

以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 かなり突っ込んでご説明をいただいたわけですが、まずこの寄附を納入されるのは葛城市寄附採納事務取扱規程と、こういうことに従って採納されると、こういうふうに理解をしているわけですが、今お話が目的ということで葛城市の事業のために使ってくれと、こういうことであつたというお話ですが、それぞれ最初に寄附をしたいというものは、まず最初にどういうことで寄附をしたいかを含めて、申込書というのを提出するということになっております。それを見ますと、当然のことですが、申出者の住所、氏名、それから現金であれば幾らか、そして今ご説明のあつた寄附の目的、これを書いて提出すると、こういうことになっていますね。ですから、今それぞれ2カ大字ということでご説明があつたわけですが、実際にいつ申出者はどういうことで申し出られているかと。それぞれの金額についてご説明をください。

赤井委員長 課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川でございます。

今、各大字からの申し出の時期を申し上げます。大字疋田におきましては平成25年6月18日、それと大字木戸につきましては平成25年7月22日でもって申し出をされております。金額につきましては、大字疋田が1,100万円並びに大字木戸につきましては1,500万円の寄附となっております。事業の目的につきましては、先ほど申し上げましたとおり、葛城市の事業の推進に寄与するためということで各大字ともそういう目的での申請となっております。

以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 大字というご説明でございますが、正確に申出者はどういう申出者になっているのでしょうか。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ただいまの春木委員からのご質問でございます。申し出につきましては、いずれも大字区長さんの方からいただいておりますのでございます。

以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 区長さんから申し出があったと、こういうことですね。

先ほど言いました採納事務取扱規程によりますと、申込書があって一定の審査をして受けるという運びになっているわけですが、この規程の第3条に寄附の採納に関する事務の取扱いについては、次に掲げる事項を調査し、行政運営に支障を来さないよう努めなければならないというふうに書かれておまして、1項目から9項目にわたって具体的に書かれております。そのうち3項目目に書かれているのが行政の中立性、公平性が確保できるかどうか。7項目に書かれているのが係争、争いですね、争いの原因となるおそれがないかについて調査をせよと、こういうことになっています。これは訓令ということではありますけど、この点について、今大字ということなので個人が寄附する場合とは少し違った面があるとは思いますが、この点についてどのような形で調査をされ、結果として、どういうふうにしてそのことに対する判断をなされたか、ご説明をいただきたいと思います。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 ただいまお説の質問でございます。寄附には現金、また土地建物、物品等でございます。それぞれ善意でいただけるものなのか、また債務負担付の寄附については議会の方で議決もいただかなければならないと、こういう位置づけであります。

ただいま質問いただきました取扱いについて、同じ寄附であっても政治的色彩が強くて、それが市としていただいて活用できかねると、こういう場合にはやはり何ぼ自発的任意な寄附であっても、市としては受け取れない。また、土地建物についても抵当等いろいろあっていわくつき、また係争にかかっていると、こういったことになれば市としてはお受け取りできないと、こういう形でございます。今回の2件についてはいずれも自発的な中で感謝の気持ちということでいただいておりますので、その点については問題ないということで判断いたして受けさせていただいたと、こういう次第でございます。

以上でございます。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 ただいま部長の方からご答弁いただきました。今回の寄附金については、今ご説明のあったように一般寄附として問題なく収納をされたと、こういうことでよろしいですね。

以上で終わります。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号の関係部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時30分

赤井委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、議第47号、平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。

平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、国の平成24年度補正予算で創設されました地域の元気臨時交付金の交付限度額が示されたことによりまして、本交付金を学校給食センター建設事業費に全額充当するものでございます。

お手元の補正予算書の方をごらんいただきたいと思います。3ページ目の方をお開きいただきたいと思います。事項別明細書でございます。補正内容につきましては、歳入の国庫補助金として地域の元気交付金1億732万4,000円を新たに予算計上し、同額を歳入の繰入金で減額するものでございます。

歳入内の財源振りかえを行うものでございまして、歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億80万円となるわけでございます。よろしくご審議賜りようお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

理事者より現在の事業の進捗状況について報告を願います。

部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、調査案件の葛城市学校給食センターについてでございます。今までの経過説明の方をさせていただきます。

まず、ソフト面でございます。6月13日のPTA本部役員会に説明にまいりまして、こちらから学校給食センター調理業務の業務委託について、また給食業務の流れについて、1月30日の運営委員会の各委員からいただきました五條市立学校給食センターの視察後のご意見を説明させていただきました。説明をさせていただいた後に、いろいろなご意見の方をいただきました。また、学校を通じて教育委員会の方にこの件で説明に来てほしいという要望をいただきまして、給食試食会など機会を捉えて説明に上がらせていただくことになっておりました。

その後、7月11日忍海のPTAの役員会の方に説明に赴かせていただきまして、同様の説明の方をさせていただきました。同日に、第2回の給食運営委員会がございまして、定例の特別会計平成24年度決算と平成25年度の予算のほか、センター建設の経過報告、試食会を行い、当日は6月に説明いたしました施設整備方針を再度説明し、各校PTA会長様にもご配布いただくようにご依頼を申し上げます。

また、同日にPTAの会長が来られまして、市給食センター事業に関する要望書の方を提出されました。その内容としましては、市、PTA協議会役員会が中心となって、市並びに教育委員会と保護者、教職員との橋渡し役となること。また、今後、周知理解を図っていく段取りとして種々の情報提供を求められました。しかし、この時点では検討中のものも多くございまして、まず現時点で説明できる事項としまして、統合に至る理由、用地選定の経緯、給食運営委員会の活動、現段階で確定しておる内容としましては、工事場所、日程、設計業者、工事業者、運営方式、給食費等々でございます。また、未定の事項としましては外部委託先の要求仕様書、選定基準、また食物アレルギー対策等でございます。

その後、資料の方を作成しまして、8月に2回それぞれ提供の方をさせていただいております。この際にお渡しをした資料をもとに今後アンケートを作成して保護者会にはかりたいという意向を言われておりまして、現在検討されているところと考えております。

次に、地産地消の件でございます。6月24日に地産地消につきまして、関係課の内部会議の方を開催して意見調整の方を行っております。ここでは過去の給食における地産地消率の資料の説明をこちらからさせていただいております。また、道の駅に向けた生産者協議会からの納品の話とか納品時の給食のいろいろな野菜等の企画の要望等の方をさせていただきました。

次に、ハード面でございます。工事についてでございます。5月20日に契約をいたしまし

た解体工事につきましては、8月30日までの工期で8月28日に竣工、完了検査を終え、解体の方が完了いたしました。

次に、敷地造成工事につきましては、これにかかる一般競争入札の公告を8月20日に行い、10月9日の入札に向けて事務手続を進めております。工事名につきましては、葛城市学校給食センター建設に伴う敷地造成工事でございます。入札後は年度末までに造成の方を終える予定をしております。予定価格につきましては1億2,240万円、最低制限価格は1億867万2,000円となっております。また、7月に行われました土壌調査におきましては8月に速報を受けまして、任意の地表5カ所におきまして基準値を超える有害物質は検出されませんでしたという報告を受けております。

次に、設計の件でございます。基本設計を9月中に終え、続いて10月から実施設計に取りかかる予定をしております。そして、平成26年度に建築の工事にかかりたいと考えております。

以上、経過報告を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

春木委員。

春木委員 前から言っていますように、きちっとこの委員会に報告をしてもらわなあかんと思うんですよね。今、ここでばつとしゃべられましたけど、ソフト面でかなりの面で幾つか進行しているわけですけども、例えば簡単に言ってみると、どういう資料で今忍海との話とか幾つか出ているわけですけど、もっと早くこの委員会に、例えば外部委託を考えているんだという方針は決まっているわけで、じゃ、そのことについて見学にも行っておられるわけで、一定の議論はされているわけだけでも、少なくともこういう利点があるとか問題点があるとか、何らかきちっと説明されているわけだから、この委員会にもそういう説明を求めているわけですけど、出てこないでしょう。ちょっとよく理解ができないね。

前の給食運営委員会での話もあったけど、やっぱりここで我々は付託された案件としてあるわけですから、そういうことについて早くからそれなりに議会としても検討しないと間に合わない。こういうことを申し上げていると思うんですけど、今もずっと口頭での説明だけですよね。ハード面はしっかりしているわけですから、その都度その都度幾つかあるわけですけど、そのハード面にしたって基本設計ができて実施設計だと、こうおっしゃいましたね。やっぱり基本設計でどういうものを建てるんだということなんかは見ましたか。やっぱり絵を見せてもらわないといけないじゃないですか。設計を見せてくれなんか言っていないです。例えばアレルギーの場合でも我々はいっぱいいろんなところへも見学にも行っています。こういうラインで考えているんだとか、今聞いてみると、調理器具も含めて幾つか検討されている段階に入っているわけで、これはやっぱり今この時間のなかでいただいたご報告として受けですけど、一刻も早くそのことが審議できるように、現時点での考えをしっかりと出してもらわないかん。

委員長、いかがですか。前もそういうことはお願いしておるわけで、きょうは報告ということで承っておくということですけど、きちっとした資料を添えて丁寧な説明を求める委

員会をぜひ持ってください。

赤井委員長 今、春木委員がおっしゃったことについては、常に部長の方へは話を出しております。

ちょっとでも変わったことがあればすぐに報告いただけるようにという話はしておりますが、なかなか何回どんだけ言うてもあんまり話が出てこないんですわ。どういう形でどういう審議を中でされているのか、全くこっちの方へは伝わってこないという現状がありますので、それはやっぱり必ずこっちへどんなことでも報告してくれということは、常に部長には私の方から申し入れはしております。今そういうような状態ですので、この件につきましても十分なことを質問させていただいて結構かと思っております。

春木委員。

春木委員 ちょっとくどいようですけど、給食の外部委託ということで今まで外部委託へ出されているそういう契約書等々を見ましても、一番大きな問題で言えば、例えば食中毒というものが発生したときに、一体どこが責任を取るんだということを明確にしている契約書はなかったですね、幾つかこの委員会で行きましたけど、その都度聞いておりますけど。要するに基本的には、今は材料は市の方で購入する、その材料を使って市が提供したメニューに従って調理する、その調理するのを委託すると、こういうことですけどね。しかし、もし事件が起こった場合は、やっぱり調理するものだけが責任で起こるということでもないでしょうし、なかなか原因を突きとめるのは、問題は難しいわけですけどね。それは材料にあるかもしれないし、調理にあるかもしれないし、保存にあるかもしれない、いろんなことがある。そのときに一体どう責任をとれるのかという問題もあるし、我々懸案の、みんな喜んでいるアレルギーというのも、どういう項目に対して今は準備を進められているのか、それで十分なのか、全てのアレルギーに対応するわけではないわけですからね。その場合に、見学で見たときもラインというのをどうするかというのが、まだ始まったばかりだからどうだとかいうこともいっぱい出ているわけですから、そういう意味で絵というものを描かれたら、そういう絵を出してくれと。こういうラインでこうだとかいうことがあります。

それから、地産地消の問題では、大抵は機械で皮をむいたりいろいろするわけですけども、いつも決まった大きさのものをジャガイモでも何でもいいんですけど、皮をむくにしたって決まった大きさのものしかよう切っていくかないですね。ほんなら、ばらばらなものはやっぱり受けられないということになってくる。そうすると、地産地消の場合、いつもそこがネックになってくる。ところが、1つの大きさじゃなくて段階的に対応できるような機械もある。そうすると、そこは何段階かわかりませんが、できるだけ地産のものを調理できるような器具を持ってくると。そんなことはもちろん現場の人はたくさん知っている、我々が携わることはないかもしれないけど、我々のところに案件として委託されているわけですからね、そこがただよそでいろいろやっておられることの報告を聞くだけではこれは始まらない。前も言いましたけど、よそがかたまってからはなかなか言いにくいじゃないですか。今、忍海がということはありましたが、ほかは何もなかったのかとか、いろいろなことはそれはそちらの話なので、そこはそこで十分やってもらわないけないけど、早くとにかくソフト面での基本的な最初に出された案に沿って、そのことをどうするつもりなのかということ

は絶対一刻も早く提示してもらわないと、我々は責任を果たせない。

赤井委員長 部長、今、春木委員がおっしゃったように、具体的にいつどういう形でやっていくのかという進めについて、内容の審査とか、そういうことをいつぐらいに予定して段取りを組んでいくのかということ、わかればちょっと報告いただけますか。

教育長。

大西教育長 建設のハード面ではなくて、今ご意見いただいていますソフト面、これはかなりの多岐にわたるといって、もちろん地産地消もそうですし、委託もそうですし、アレルギー対応という、これは今、資料を収集しながら内部的には検討していますけども、1つのものを出すということもなかなか難しい状況がございます。それから、PTAの方につきましても、具体的な中身についてはPTA、市Pの方は窓口でこれから更に突っ込んだ話、ご意見をいただくという、こういうことにもなってくるかと思えます。確かに、今、春木委員のご指摘のように、これまで早く情報を出せということで、いつもご指導をいただいていますのに、それにお応えできていないという事実をご指摘いただいたわけですがけれども、私どもとしまして審議、協議、検討の途中でまたさせていただく、どうしても形のあるものということになりますと、当然なかなか時間もかかるものがございますので、今後、今やっていることは全部が全部途中経過でございますので、今例えばPTAでしたらこういう話をして、こういう協議があったとか、それから地産地消につきましても、実際のところ、農林課とは話はしておりますけども、まだ具体的にここまでという絵の描けていないのもまた事実で、今は情報交換ということですので、そういう情報交換は今こういうところにあると、こんなこともまたお聞きいただくと、こういうことも必要かと思えますので、整理させていただきまして、早い時期にまた委員長とご相談させていただいて、そういう機会をつくらせていただくということでご理解いただけたらというふうに思います。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 今のお話を聞いていますと、やっぱりある程度できたものしかここには出さないという、出さないっておかしいですけど、私の言うのはPTAも外部じゃないですか。出されるといいうものも同時にここへ出していただいたらいいじゃないですか。そうやって全体的に父兄は父兄、そういうサイドでいい案を検討していただくと。議会だってやっぱり早い段階で知恵を出していきたいと、こう思っているわけですからね。単に決定機関というふうに捉えずに、そういう立場でぜひ臨んでいただきたいと。よろしくお願いします。

赤井委員長 議長。

寺田議長 ちょっと差し出がましいようでございますが、今の春木委員のことでございますが、細かいことはいろいろと春木委員はおっしゃっていましたが、私の考えとしたり細かいことはそっちでやっていただいて、節目節目でこういう方向づけで、こういうやり方をやりますということ、きちっと報告してもらわんと、だらだらやるとしたらどないもなれへんから。例えば委託します、委託するにはどういう方向づけでいたします、契約はどのような内容ですかと、これで安心してくださいと、というような状況で節目節目できちっと議会に報告してもらわんと、議会の判断材料にもなりませんので、今後ともよろしく、その方を私からもお願

いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 私、学校給食運営委員会の委員長をさせてもうていますが、ある程度行政側で、例えばアレルギー対策はどこまでのアレルギーをするとか、きちっとした方向性を出して早ういろんなPTAやいろいろなところに説明しに歩いて、全アレルギーが全部できるわけではないと思うねん、アレルギーはいっぱい種類があつて。ほんなら、最低限どの辺までするとかいう方向性をはっきり出して、我々委員も、また父兄の方も対象者は全アレルギー対策ができるんやったらしてもらいたいというのは、これははっきり言って希望やと思いますよ。その辺も含めて、またいろんなものも含めて、ある程度の方角を決めて会議してもうとかな、各PTAとかでも。ほんで、ある程度の方角つけた中でPTAもいろんなところも対象者が了解してもらえようなきちっとした会議をして、まずはその結果報告をこの場でも報告してもうて、何か中身がどういふ報告かと、今聞いているのは宙に浮いているからきちっとした返事できへんの違うかなと思うねん。やっぱりその辺できちっと足元をかためた中で方向性をかためて、ほんで各PTAにも議論、いろんな意見も含めて聞きながら了解してもらいよういふ話をせんかったら、方向性が決まっていなくてにふわふわと説明したかつて、またそれも中途半端な説明になってくるような気がしますので、今後、先ほども議長もおっしゃったけど、また春木委員もやいやいこの前からおっしゃっているのわかりますので、そういうことのないように、ちょっと心を引き締めて方向性を決めて説明して、そしてまた当委員会の方にもきちっと返事してもらえよういふお願ひします。

赤井委員長 教育長。

大西教育長 貴重なご意見をいただきました。肝に銘じて事務局の方で1つ1つ越えていくようにしてまいりたい、またご相談させていただきたいと思います。

赤井委員長 教育長から申されましたように、1つの方向性ができた段階で皆さんに報告をしていただいて、またその中で議論をしていただきたいと、かように思いますので、ひとつよろしくお願ひをいたします。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 取り違ったらごめんなさい、春木委員がおっしゃっていた意見と今委員長がおっしゃった意見おうてますか。1つの方向性が出たら報告してくださいと、それで意見をおっしゃっていたのと違いますか。過程を説明せよとおっしゃっていると思います。そしたら、そこでまた今、西井委員がおっしゃったように、自分がここの総務文教常任委員に属して学校給食運営委員会に出ておられたら、私も同じです。ほかのところに出ておられたら、事務局に催促するのが筋ですよ。言わなかったからと言ってここで言って責めることはおかしい。変な言い方しますよ。自分自身にも置きかえて思います。その時点において事務局に対して注意するといふのか、助言することによって今の春木委員がおっしゃっている問題は解決していくと思うんですよ。きょうの会議に報告しときやという話があつてもいんじゃないかと思つて、それと今委員長がおっしゃったことと、方向性が決まった段階でおっしゃったら同じこと起こりますよね。この会議をやりましたPTAやりました、市Pやりました、了解もらい

ました、その報告だけでここへですか。そしたら、参加しておられる議員だけはわかっているわけですね。肝心の総務文教常任委員がわからんということが起こっていますよね、今。

赤井委員長 無論そうですね。

中川委員 その辺も危惧と思うんです。答弁できることはないと思うので、その辺でちょっと確認なんですよ。

赤井委員長 とりあえず、要は今までもこの議論をするためにそういう話を出してくれという話はしていますねけども、教育委員会の方としては出してこれられないという、そこに問題点があると思うんですよね。だから、そこらをどういう形でやるのが、この総務文教常任委員会としてはいいのかということの議論をもうちょっと深めてみたいと思いますので。

もうちょっと具体的に、だからこの時点でどうや、あの時点でどうやというような話を出していただかんと相手方もわからないと思うんですよね。どの時点で出せばいいものかということも。だから、例えば最初にこういう問題に取り組んでいるけどもというところから出していただくのか、言うてみたら、PTAとこういう相談をしますという段階でしてもらうのか、あるいはある程度相談した中で、いろいろな話が出た中で途中経過として出していただくのか、あるいはある程度大体話ができて上がった時点で出してもらうのか。

春木委員。

春木委員 私が申し上げているのは、要は給食運営委員会で検討してもらうときには議題も決まって一定の方向をもって相談されるわけですから、やっぱりその段階でこういうことを出していると。一定の結果も含めて当然出るわけですから、その後速やかに報告してもらう。ほんならPTAに出されている場合、こういうことでPTAに検討していただいたと。こういうことで答えが返っていますとか、継続中ですと。だから、外側に対して内部の案の意見をはかれる段階で、やっぱり同時進行でこの委員会に速やかに出していただくということが、一番我々として、我々の意見も含めていろいろな研修に行ったりいろいろしているわけですから、そういう形の方はね。ほんで一体として我々のことも聞きながら教育委員会として方針をかためてもらおうと。それが普通のやり方じゃないかなと。

というのは、なぜそういうことを今特に言うかということ、実施設計に入っていくんだということ聞いたものですから、やっぱりそれは基本設計が少なくともできた段階では出てなかったらおかしい。クリーンセンターのときでもそうでしたからね。

赤井委員長 教育長どうですか。

大西教育長 また、その点につきましては委員長とご相談させていただきながら進めてさせていただけたらというふうに思います。確かに、私どもとしましては今まで提示させていただく情報が不足しているところは否めないところがございますので、どうしても中身をご理解いただけないところがあるかと思えます。正直なところ、この夏までは造成等々のそこに集中的にしておりました。今ようやくアレルギーのこととか、地産地消、それから委託等につきましてもこれから本格化するということですので、正直なところ、今どこまで検討して具体的な絵が描けているかと言ったら、お見せさせていただいてご審議いただくというような、そういう形のものでできていないのも事実でございますので、またそれはそれで近々にそういう

案的なものは当然つくっていかねばなりませんので、そういう進行の中で、またどの時点で総務文教常任委員会の皆さんに聞いていただく、ご意見いただくという、そういう時間をまた委員長と相談させていただくと、こういうことでさせていただきたいと思います。

赤井委員長 ほかに。

西井委員。

西井委員 正副委員長にその都度お願いします。

赤井委員長 今までがそういう形で、正副委員長で一応お話は聞いて、それを結局もうちょっといろいろ言うんですけども、なかなかそこが出てこないという状態に来ておったので。今は春木委員もおっしゃったように、一応できるだけスタートの時点でいろいろお話を聞かせていただくというような形で、特に1つ1つの今の問題点については、今後の判断材料としてまた別に委員会、協議会を開いて皆さんと一緒に議論をしたいとかように思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件については本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてを議題といたします。

本件につきましても理事者側より現在の事業の進捗状況について報告願います。

部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。

新庄小学校附属幼稚園の建替えについての現在の状況でございます。

幼稚園の東側の造成工事を7月に終了いたしまして、くい打ち工事を既に終了し、園舎の基礎工事を8月末に終了いたしております。また、同時に行っておりました地盤改良工事、埋設配管工事も終了いたしております。9月より鉄骨建方を現在行っている最中でございます。今後につきましては、10月、11月で内外装の工事を予定しており、12月中に新園舎を完成し、冬休み中に引っ越しを行う予定をしております。

以上でございます。

赤井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問はございませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては事業の進捗に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたりまして慎重審議いただきましてありがとうございます。

これをもって、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時00分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

赤 井 佐太郎